

令和8(2026)年度 学校に対する指示事項

和泉の子どものために



和泉市教育委員会

目 次

はじめに	P.1
和泉市教育大綱・和泉市教育振興基本計画について	P.3
令和8年度の実施の重点	P.4
Ⅰ 確かな学力を育成する実施の充実	
① 学習指導要領の確実な実施	P.6
② 学力向上の実施の充実	P.6
③ 英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成	P.7
④ 読書活動及び学校図書館の活用・充実	P.7
Ⅱ 児童生徒の規律・規範の確立と豊かな心の育み	
① 道徳教育の充実	P.9
② 人権教育の推進	P.9
③ キャリア教育・進路指導の推進	P.9
④ いじめ防止の実施	P.10
⑤ 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進	P.10
⑥ 不登校児童生徒、その保護者に対する適切な支援	P.11
⑦ 国旗・国歌の指導	P.12
Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり	
① 「和泉市輝く子どもを育てる教育のまち条例」にかかる実施の推進	P.13
② 家庭教育支援の充実	P.13
③ 児童虐待防止等の実施	P.13
④ 幼稚園・保育園・こども園と小学校・義務教育学校の協働	P.14
⑤ 学校安全・防災教育の充実	P.14
⑥ 薬物乱用防止教育・性教育の推進	P.15
⑦ 児童生徒の健康と体力づくりの推進	P.15
⑧ 生徒の自主性を尊重した部活動の実施の推進	P.16
⑨ 教育コミュニティづくりの推進	P.17
Ⅳ 教職員の資質向上と学校運営体制の確立	
① 小中一貫教育の推進	P.18
② 教職員の資質向上と組織的・継続的な人材育成	P.18
③ 教職員のサービスの徹底	P.19
④ 学校の組織力向上	P.20
和泉市輝く子どもを育てる教育のまち条例	P.21

※ 「小学校及び義務教育学校前期課程」（以下「小学校」と表記する）

※ 「中学校及び義務教育学校後期課程」（以下「中学校」と表記する）

はじめに

現代はますます混迷の時代に突入し、各国において強者の論理が横行し、出口の見えない国際紛争、非人道的な戦争が今も絶えることなく続いており、世界は「分断」という、最も恐るべき流れに向かっております。今、まさに地球規模の「平和」「共生」「人道」「人権」「環境」「未来」について、一人ひとりがその尊さに、気づき、守り、生み出し、次の時代へつなげていく行動に移す必要に迫られています。

このような時代のうねりの中で、これからの時代を「生き抜いていくための資質・能力の土台」を子どもたち一人ひとりが身につけていくための教育のあり方が問われています。

教育の目的は児童生徒の幸福にあります。ただし、幸福の概念、形、あり方等は一人ひとり異なります。その上で言えること、それは、私一人だけの幸福はなく、他者一人だけの幸福ありません。「自他ともの中に、人とのつながりの中で幸福はある」と考えます。

これは令和7年9月に開催された中央教育審議会(論点整理)において、次期学習指導要領の方向性として、予測困難な社会に生きる子どもたちに対し、『生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育む』ことが示されたことと繋がります。

中央教育審議会では特に、自ら問いを見つけ、多様な他者とともに協働し、試行錯誤を繰り返しながら、主体的に判断していく学びとして「探究的な学び」が大きく取り上げられています。

昭和23年から昭和24年に文部省が刊行した「民主主義」には「民主主義の根本原理は、人間の尊重である。この精神に従って、まず要求されるのは、生徒の個性を重んじ、それを正しく伸ばしていくこと(中略)先生は生徒に対して理解ある指導を与え、生徒の興味を刺激して、その個性と才能を存分に発揮させるようにする。例えば、絵の上手な生徒には絵を描かせ、理科に興味を持つ者には、進んで動植物の研究や、物理化学の実験などをさせる。従って生徒の方も、先生が教えてくれるのを待って、それだけを覚えるといった受け身の態度をやめて、自分から進んで知識を求めていくようにならなければならない」と記されており、個別最適な学び、探究的な姿勢に近い発想がすでに戦後間もない頃から求められてきていたことがうかがえます。

「教育」の語源「エデュカチオ」(ラテン語)には「引き出す」という意味があり、教育は単に知識を詰め込んでいくものでなく、「その人らしさ」を引き出す営みです。

また、教育の手法として「盆栽型」と「栽培型」という言葉があります。「盆栽型」は、子どもを“型にはめる”教育。盆栽の枝を、曲がりたくもない方向に針金で矯正するように、子どもの個性や可能性を無視して基本的訓練だけを徹底し、一定の型に押し込めていく手法。一方、「栽培型」は、子どもが伸びたい方向を重んじ、サポートする教育で、あらかじめ決められた“理想像”に従って育てるのではなく、その子の関心や好奇心を内面から引き出すように行われる手法。言い換えるとすなわち、前者は教師主導型、後者は教師伴走型となり、和泉市がめざすのは後者となります。

教師が伴走し「探究的な学び」を進めていく中で大切にしなければならない視点は、「多様な他者と協働し学びが深まる実感を子どもたちが持つこと」、「異なる背景をもつ子ども

たちが、学校という同じ空間に集い、共に学び、遊ぶ中で、“同じ仲間なんだ”という意識を育んでいくこと」、そして「“共に生きる感覚”を養うこと」。

競争ではなく協力して生きていく社会の担い手を育てていく教育を積極的に進めて参りたい。

そのために和泉市は以下の通り令和8年度も様々な施策に取り組みます。

○「1人1台の学習者用端末」活用充実の一助として、電子黒板機能付き大型モニターを更新します。

○子どもたちがデジタル空間で協働し、知を創造する授業(NEXT GIGA)への転換を加速させ、「情報活用能力」の育成によって、「質の高い探究的な学び」を推進します。

○学校力向上に向け学校個別支援に係るモデル事業として、担当指導主事等のチームによる「徹底した伴走支援」に取り組みます。

○グローバルな視点を持ち、世界とつながるコミュニケーション能力の育成として、英語検定2級以上の取得をめざす生徒への、英語力向上支援講座の受講費用支援、英検補助制度の拡充や、姉妹都市ブルーミントン市との交流を継続します。

○「包摂的な学びの場の保障」として、不登校やそのきざしのある児童生徒に対しての校内教育支援センターの活用で、居場所と絆を保障する学校づくりをめざします。

また、教職員のウェルビーイングなくして、教育の質の向上はありません。スクールサポートスタッフ・スクールカウンセラーをはじめとする「学校支援チーム人材」の増配置に加え、「副校長・教頭マネジメント支援員」を新たに配置し、子どもたちや教職員と対話する時間を創出するとともに、管理職のマネジメント力の強化にも取り組みます。

さらに、本年度は「放課後のこどもの居場所づくり」など、地域で子どもを育てる環境整備を推進すべく、生涯学習推進室に地域教育推進担当を新たに設置します。

加えて、コミュニティ・スクールの仕組みを最大限に活かし、学校、地域・家庭が目標や課題を共有しながら、学校運営をすすめることで「社会に開かれた教育課程」の推進を図ります。

このほか、市独自の負担により小学校給食の無償化を実現し、中学校給食においても物価高騰分の保護者負担増を抑制します。

来る令和9年度には「(仮称)富秋学園」の開校や「槇尾山レクリエーションセンター」のリニューアルが控えております。各校においては、「和泉発」の新たな教育実践を創造する気概を持ち、「和泉の教育」を受けた子どもたちが、分断を乗り越え「協力・共生」を創造し、自らの人生を舵取りすることができる民主体的で持続可能な社会の創り手と育ちゆく、特色ある取組みを進めていきたい。

本「指示事項」は、「和泉市教育振興基本計画」に即し、上記をはじめとした各事業の整理や、PDCAサイクルに基づく施策の点検・評価を行うため、学校教育における詳細を示した重要な指針です。常に「指示事項」を念頭に置きながら、日々の教育活動に邁進していただくことを期待します。

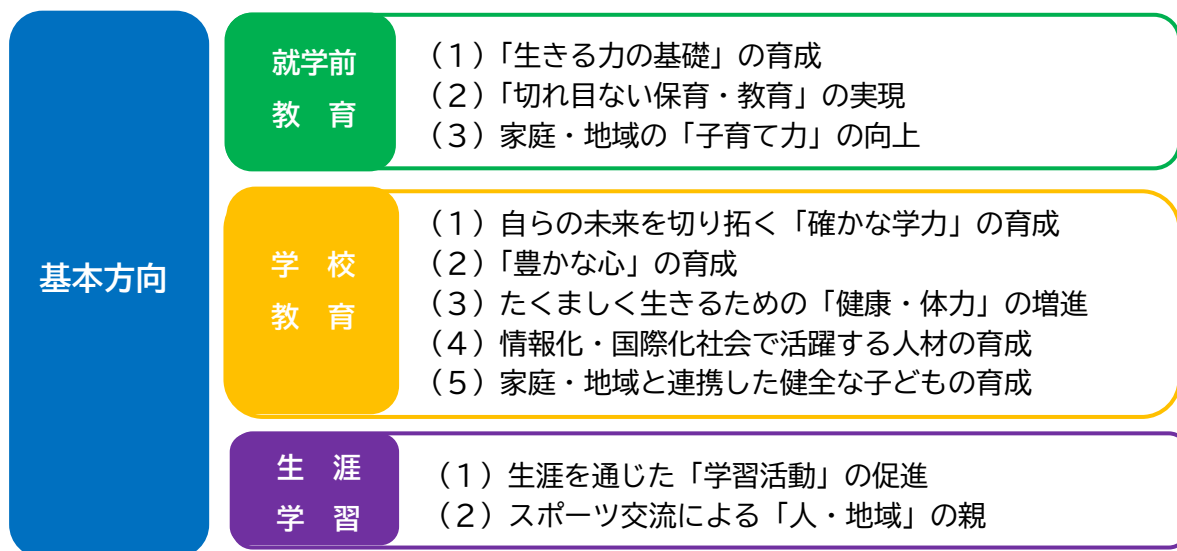
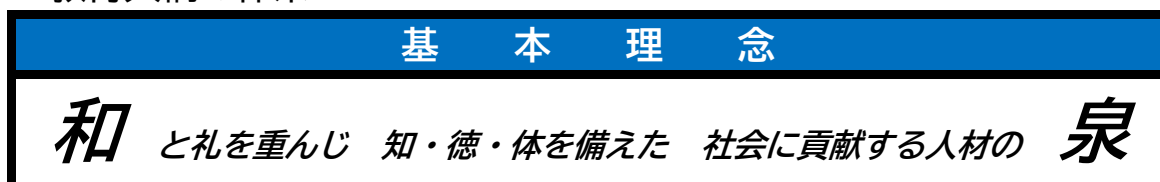
和泉市教育委員会 教育長
大槻亮志

和泉市教育大綱・和泉市教育振興基本計画について

＜和泉市教育大綱の策定の趣旨＞

- 平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の規定に基づき、和泉市における教育、学術及び文化の振興を図るための「基本理念」と「基本方向」を示すため、「和泉市教育大綱（以下「教育大綱」という。）」を平成 27 年 11 月に策定しました。
- 令和 3 年 4 月に「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」が制定され、また、新学習指導要領のスタート、ICT の急速な進展など、本市の教育を取り巻く環境はこれまでも大きく変化してきました。令和 4 年 3 月には、教育大綱の期間を概ね 5 年とする国の通知を踏まえ、普遍的な目標を示す「基本理念」は維持しつつ、施策の方向性を示す「基本方向」を改訂しました。

＜教育大綱の体系＞



＜和泉市教育振興基本計画について＞

- 和泉市教育振興基本計画とは、「教育大綱」の基本理念、基本方向に基づき、「基本方針編」では、取組活動の目標と方針を整理し、「行動計画編」では、実施する具体的取組項目を整理しています。
- 以降、和泉市教育振興基本計画と学校に対する指示事項の関係を示します。

令和8年度の実組みの重点 ～和泉市教育振興基本計画と学校に対する指示事項の関係～

○和泉市教育振興基本計画における学校教育の目標及び取組方針は、指示事項の取組みの重点4項目に、以下の通り反映し詳細を示しています。

(1) 自らの未来を切り拓く「確かな学力」の育成

- 豊かな知識や技能を身につけた児童生徒を育むことを目標に、基礎学力の確かな定着を図るとともに、社会の変化に対応した新たな教育に取り組めます。
- 主体的に判断・行動し、問題解決に導くことができる資質と能力を備えた児童生徒を育むため、「思考力・判断力・表現力」を身につけることができる教育に取り組めます。
- 児童生徒一人ひとりの学ぶ意欲と個性をひきだすため、教職員の資質と能力の向上を図るとともに、「わかる授業づくり」を推進します。

⇒指示事項 I 確かな学力を育成する取組みの充実
IV 教職員の資質向上と学校運営体制の確立

(2) 「豊かな心」の育成

- 人間性豊かな児童生徒を育むため、豊かな人権感覚をもって行動し、一人ひとりの価値観や性別・国籍・障がいなどの「多様性」を認め合うとともに、人を思いやり、一人ひとりの感性を大切にせる教育を推進します。
- 規範意識と豊かな情操を培うよう、「いずみあいさつ運動」をはじめ、地域で子どもたちを温かく見守る人々との交流を促進します。
- だれもが安心して過ごせる学校づくりの推進のため、いじめ、暴力行為、不登校などの未然防止や早期発見、早期対応に向けて、必要な措置を講じるとともに、児童生徒が抱える課題の多様化に対応できる体制の構築に取り組めます。

⇒指示事項 II 児童生徒の規律・規範の確立と豊かな心の育み
III 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり

(3) たくましく生きるための「健康・体力」の増進

- 児童生徒の成長の基礎となる健康・体力を増進するため、運動習慣の定着に向けた取組み及び、心身両面の健全な発達を育む取組みを推進します。
 - 児童生徒の心身の健康を増進するため、自校調理による安全で栄養バランスの良い学校給食を提供し、家庭・地域と連携した食育を推進するとともに、食への理解を深めます。
- また、各種健康診断や学校内事故に対する対応体制の確保など、授業を受けるための環境支援に取り組めます。

⇒指示事項 Ⅱ 児童生徒の規律・規範の確立と豊かな心の育み
 Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり

(4) 情報化・国際化社会で活躍する人材の育成

- 郷土和泉を誇りに思い、愛する心を育むため、郷土の伝統と文化を正しく理解し、深めるための教育に取り組めます。
- 世界の人々と協働し、国際社会に貢献する人材を育むため、国際社会への理解や英語力とコミュニケーション能力を高める教育に取り組めます。
- 社会の情報化に対応した資質と能力を育むため、デジタル機器を積極的に活用した教育に取り組めます。

⇒指示事項 Ⅰ 確かな学力を育成する取組みの充実

(5) 家庭・地域と連携した健全な子どもの育成

- 自ら進んで家庭で学習する児童・生徒を育むため、家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣や社会的マナーを身につける教育に取り組めます。
- 社会総がかりで子どもを育む環境を整えるため、「地域とともに歩む学校づくり」を推進します。

⇒指示事項 Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり

(6) 教育環境の充実

- 学びの意欲を向上させる学習環境、安全・安心で快適な学校環境を提供します。

⇒指示事項 学校管理室に関する部分のため、指示事項に記載はありません。

I. 確かな学力を育成する取組みの充実

1 学習指導要領の確実な実施

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、多様な人々と協働しながら、自らの可能性を発揮する態度を養うこと。
- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念のもと、学校教育目標の実現に向けて教育課程を編成するとともに、授業や行事等の教育活動の進捗状況等を振り返る等、学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。
- 児童生徒の負担や学校における働き方改革に配慮し、学校行事を精選・重点化するとともに、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意すること。
- 学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実させ、必要性・妥当性が認められないものは見直すこと。
- 児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合等においても、オンライン等を活用して、すべての児童生徒の学びの保障に努めること。

2 学力向上の取組みの充実

- 和泉の子どもたちに『望む未来を創り出す資質・能力』を育むために、「IZUMI 授業改善・授業力向上マップ」を指標とし、学習指導要領に基づく授業の実現に向け学校全体で取組みを進めること。
- すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。
- 課題解決に向け、必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する等の活動を各教科等で計画的に行い、「総合的な読解力」を育成すること。
- 1人1台学習者用端末を活用する際には、発達段階に応じてICTを活用させる、目的・程度・場面を明確にし、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ること。
- ICT機器の使用にあたっては、児童生徒の発達段階に応じて、画面を見る時間・姿勢・視距離・休憩の取り方等について具体的に指導し、日常的に健康面への意識づけを行うこと。
- 生成AIの普及を踏まえ、情報の正誤判断、出典確認、情報の扱い方等について、発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に実施すること。
- 生成AIの利活用にあたっては、国のガイドライン（初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0））に基づき、教職員が仕組みや特性を理解したうえで指導・管理を行うこと。

- OGIGA スクール構想推進事業の実施にあたっては、中学校区全体で取り組み、9 年間で情報活用能力を体系的に育むこと。
- 「全国学力・学習状況調査」、「中学生チャレンジテスト」、「小学生すくすくウォッチ」等を活用し、児童生徒の学習状況を詳細に把握のうえ、分析し、自校の課題に正対した取組みを進めること。
- 授業改善の取組みを組織的かつ計画的に進めるために、具体的な取組みや達成目標、数値目標等を「主体的・対話的で深い和泉の学び育成プラン」に明記するとともに、学期ごとのチェック機能の充実を図り、PDCA サイクルに基づいた取組みを全教職員で進めること。
- 市内公開校内研修や「IZUMI e シェアリング」への事例提供、「標準学力調査」を実施するモデル校における実践事例等、授業改善の取組みを全学校に積極的に発信し、チーム和泉の一員として、学校や校種をこえて授業力向上に取り組むこと。
- 情報活用能力の育成にあたっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を活用し、小中学校 9 年間を見据えた体系的な指導に努めること。

3 英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成

- 全学校に配置している ALT を有効に活用し、児童生徒が英語に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションをとる意欲や態度を育成すること。
- 授業においては、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための言語活動を充実させること。
- ネイティブスピーカーの音声を聞いたり、やり取りしたりする機会を増やすために、1 人 1 台学習者用端末の活用をはじめ、デジタルコンテンツも活用すること。
- 言語活動や文化を知る活動を通じ、多様な考え方に対する理解を深めたり、実社会・実生活とのつながりを考えたりするなど、探求的な学びとの関連を図ること。
- 指導及び評価計画の検討・作成にあたっては、中学校卒業時に英検 3 級相当以上の力を身につけさせることをめざすとともに、中学校区で一貫性のある学習到達目標を設定し、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意して取り組むこと。
- 英検 3 級以上の取得にあたっては、市の受験料補助制度を積極的に活用させるとともに、大阪府公立高校入試で一定程度の点数が保証される英検 2 級以上の取得にあたっては市の英語力向上支援講座の受講料補助を積極的に活用することを周知すること。

4 読書活動の推進及び学校図書館の活用・充実

- 児童生徒の読書活動を充実させるため、学校図書館全体計画に基づき、司書教諭及び学校図書館担当教員を中心に、学校図書館司書と協働し、学校図書館の読書・学習・情報センターとしての活用を推進すること。
- 授業以外の場面でも児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう学校図書館の環境を整備すること。

- 各教科等における学習や教科等横断的・探究的な学習において学校図書館を積極的に活用し、児童生徒の言語能力及び情報活用能力を育成すること。
- 学校図書館を活用した学習を進める際には、「言語能力をはぐくむモデル校」等の実践事例を参考にするとともに、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を活用し、小中学校 9 年間を見据えた体系的な指導に努めること。

Ⅱ. 児童生徒の規律・規範の確立と豊かな心の育み

1 道徳教育の充実

- 「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」（令和３年４月）を踏まえ、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、学校教育活動全体を通して学校が一体となって道徳教育を進めること。
- 道徳科の授業においては、道徳的価値について教材や体験等から自らが考えたことについて、議論を通して多面的・多角的に考えを深化させる「考え、議論する道徳」とするよう授業改善を行うこと。
- 地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった道徳教育の取組みを推進し、積極的に情報発信すること。

2 人権教育の推進

- 様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府・市の関係法令等に基づき、あらゆる教育活動において人権教育を計画的・総合的に推進すること。
- 市教育委員会等が主催する研修も活用するとともに、関係研究組織及び人権団体等との連携を充実させること。
- 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制を構築し、教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めること。
- 差別事象が生じた際は、差別等を受けた児童生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した児童生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。
- 管理職及び人権担当教員を中心に組織的に対応するとともに、管理職は市教育委員会に速やかに報告し、連携して対応すること。

3 キャリア教育・進路指導の推進

- キャリア教育を通して、難しいことにも挑戦することや、粘り強く取り組むことの大切さを伝えること。
- 進路未定者の減少に向けた取組みを進め、高等学校等や関係機関と連携し、中途退学を防ぐために、進路選択支援事業等も活用し、適切な引継ぎや追指導に努めること。
- 日本語指導が必要な児童生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（略称「ことばの力のものさし」）」など、評価や指導に係る資料の評価ツールの積極的な活用を図ること。
- 日本語指導が必要な児童生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁 Web ページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポ

ート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択に向けて」等を活用すること。

- 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。

4 いじめ防止の取組み

- 生徒指導の基盤となる発達支持的生徒指導について、すべての児童生徒を対象に教育課程内外のすべての教育活動において取組みを推進すること。
- いじめは重大な人権侵害であることをすべての教職員が認識し、児童生徒の人権感覚を育成するために、教職員自ら人権意識を絶えず見直し、いじめを許さない学校風土を醸成するとともに、教職員の資質向上のため、いじめに関する研修を複数回実施すること。
- いじめの定義を理解した上で、インターネットや SNS を通じて行われるいじめも含め、「いじめは誰にでも、どこでも起こりうる」という認識を持ち、道徳や学級活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組みを実施するなど、課題未然防止教育を実施すること。
- いじめの予兆発見と迅速な対処のため、スクリーニングやアンケート、面談等による気づきと被害児童生徒の安全確保等、課題の早期発見に努めること。
- いじめを認知した際には、「いじめ対応チェックリスト」(令和 6 年 3 月)等を活用し、学校いじめ対策組織を中心に、被害児童生徒の心情に寄り添い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用するとともに、関係諸機関との連携も含め、組織的かつ適切に対応すること。
- いじめにより重大な被害が生じた疑いがあるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和 6 年 8 月改訂)、「和泉市いじめ事案【性被害事案】の初期対応マニュアル」(令和 3 年 3 月)等を参考に、迅速かつ適切に対応すること。
- 「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 9 月)や「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 29 年 3 月)の趣旨を踏まえ、「和泉市いじめ防止基本方針」(令和 7 年 3 月改訂)、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に組織的に取り組むこと。
- 「学校いじめ防止基本方針」は毎年見直し、HP へ掲載するとともに、児童生徒や保護者等へ年度当初などに必ず説明し、広く周知すること。
- スクールカウンセラー等の専門家と協働し、教職員の「SOS の受け止め方に関する研修」や、児童生徒の発達段階に応じた「SOS の出し方に関する教育」を実施すること。

5 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

- 特別の教育課程の編成にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、児童生徒の障がいの状況や心身の発達等を考慮のうえ、実態に応じた教育課程を編成すること。

- 一人ひとりの障がいの特性への対応や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われるよう、市や府の研修を活用するとともに、支援学校による支援教育地域支援整備事業及び市リーディングチーム等を活用することにより、すべての教職員の専門性を計画的に向上させること。
- 通級による指導を行い特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校教育要領自立活動編に示される自立活動の内容を参考とし、単なる教科指導とならないよう、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものにする。
- 通級指導教室における学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導担当教員と担任の連携はもとより、校内における支援体制を充実させること。
- 交流及び共同学習の実施にあたっては、教育課程上の位置づけや児童生徒の指導目標の明確化と適切な評価が行われるよう、必要となる合理的配慮の検討、提供等を支援学級担任及び通常の学級担任で連携して実施すること。
- 支援学級介助員、特別支援教育支援員、学校看護師配置校においては、支援教育コーディネーター及び支援学級担任等を中心に、児童生徒の障がいの状況等に合わせた介助・支援方法、医療的ケア手技等について、関係者で組織する定期的な会議を行うこと。
- 介助や医療的ケアが必要な児童生徒への理解、緊急時の対応等の研修を実施し、必要に応じて福祉機関や医療機関と連携すること。
- 医療的ケアが必要な児童生徒を受け入れる学校においては、発災に備えた対応について取り決めるとともに、危機管理マニュアルに明記し、必要に応じて個別の対応訓練等を実施すること。

6 不登校児童生徒、その保護者に対する適切な支援

- すべての児童生徒にとって、学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆を感じることができる活動の場となるよう、教育活動全体で自己肯定感や自己有用感を高めることができる魅力ある学校づくりを推進し、不登校の未然防止に努めること。
- 不登校に至る背景が多様化・複雑化していることに鑑み、専門家も含めたチームで児童生徒の状況を多面的にアセスメントし、本人や家庭の状況及びニーズを丁寧に把握しながら、個に応じた適切な支援を行うこと。
- すべての教職員が適切に不登校の早期発見・早期対応できるよう、各校で作成した「6つのレベルに応じた欠席・長欠・不登校対応チャート」や「スクリーニングシート」「長欠調査」等を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を構築するとともに、日頃の授業観察等を通じて、不登校の兆しの把握に努めること。
- 常に本人・保護者の心情に寄り添いながら、個に応じた支援を進めるため、「6つのレベルに応じた欠席・長欠・不登校対応チャート」のレベルに応じて「オンライング

リーン」や「ほっとスペースグリーン」、ICT等を活用し、教育の機会確保を含めた多様な支援を行うこと。

- 校内の教室以外の居場所として「校内教育支援センター」を設置し、環境整備や機能充実に努めるとともに、民間団体等も含めた関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。
- 市教育支援センター（グリーンルーム）については、適切な時期に保護者へ情報提供を行うとともに、利用に際しては、利用の目的や目標を明確にするため、教育センター職員が参加する学校主体のケース会議を実施し、共通理解を図ること。
- 個々の不登校の状態等に応じて、市教育支援センター（グリーンルーム）や府不登校支援センター、フリースクール等の民間団体等と連携したり、校内教育支援センターを活用したりするなど、児童生徒に合った支援につなげること。
- 上記の機関や自宅等での学習の評価を適切に行うこと。学習の評価を行う際は、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることを関係機関等と共有したり、保護者との十分な協力関係を保つこと。
- 不登校児童生徒との関わりを継続するとともに、定期的に児童生徒の状況を把握し、都度よりよい支援の方向性を検討すること。
- 新規不登校者を生み出さない、再度不登校にさせないために、新学年への進級時、特に小学校への就学や中学校への進学の際には、校園種間を含む関係機関とこれまでの教育や保育の内容についての情報共有等の連携を適切に行い、「人間関係」「環境」「ルール」等、支援の一貫性が保たれるよう円滑に接続すること。
- 中学校3年生及び義務教育学校9年生で不登校状態にある生徒に対しては、本人や家庭の状況やニーズを丁寧に把握したうえで、進路相談等において、進路・就職先や卒業後の支援先等、必要な情報を提供し、生徒が自らの進路を主体的に選択できるように努めること。

7 国旗・国歌の指導

- 入学式・卒業式をはじめとする学校行事においては、学校生活に有意義な変化や折りめをつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなる意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚・国歌斉唱が適切に実施されるよう指導を徹底すること。
- 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教職員は教育公務員として市民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱にあたっては起立し斉唱すること。

Ⅲ. 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり

1 「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」にかかる取組みの推進

- 「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」（令和3年4月）の目的や基本理念、内容等について、すべての教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒、保護者等にも周知、啓発すること。
- 広く地域や家庭に子どもの様子、学校の取組み等を発信し、学校教育活動への協働・連携の意識の醸成を図るべくブログ等を通じた情報発信に取り組むこと。

2 家庭教育支援の充実

- 家庭や子どもを取り巻く環境が著しく変化する中、すべての保護者や児童生徒が「家庭教育に関する学習や相談」ができる体制を構築し、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育を充実させること。
- 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や自らを律する力の育成の一助として家庭教育に関する啓発及び学習機会の提供や保護者のための研修会の実施等により、保護者の主体的な学びを促進すること。

3 児童虐待防止等の取組み

- 教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年11月）や「児童虐待防止マニュアル」（令和3年11月）等に基づき、児童生徒のわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払うとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、早期発見・早期対応に努めること。
- 欠席が継続している児童生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。
- 正当な事由がなく休業日を除き引き続き7日欠席をした場合は、学校教育室に情報提供し協議のうえ、和泉市子育て支援室に通告すること。
- 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる児童生徒を発見した場合には、確証がなくても速やかに和泉市子育て支援室へ通告し、同時に学校教育室にも共有すること。ただし、大阪府貝塚子ども家庭センター（以下、子ども家庭センター）が直接通告を求めているケースについては、子ども家庭センターへ通告し、同時に学校教育室にも共有すること。
- 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケース（要保護及び要支援児童）として登録されている、もしくは子ども家庭センターが必要と認める児童生徒について、各学期に1回以上、和泉市子育て支援室へ情報を提供すること。
- 不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握したときは、速やかに和泉市子育て支援室へ情報提供又は通告し、同時に学校教育室にも共有すること。
- 一時保護が解除され帰宅した児童生徒については、ささいな変化も見逃さず、子ども

家庭センター等と日常的に連携すること。

- ヤングケアラーなどの家庭環境に関わる課題については、教職員が発見しやすい立場であることを踏まえ、教職員の理解を深めるとともに、児童生徒の生活実態アンケートの結果等を活用して実態を把握し、スクールソーシャルワーカー等の専門家や和泉市子育て支援室と連携し、必要な支援につなぐこと。

4 幼稚園・保育園・こども園と小学校・義務教育学校の協働

- 子どもに関わるすべての大人が連携し、幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小合同研修会や授業参観等を実施し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や小学校の教育課程等を踏まえて、子どもたちの「安心・成長・自立」を育むこと。
- 義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」においては、幼保こ小が意識的に協働し、子どもたちに育みたい資質・能力を中心に話し合い、幼児期の遊びを通した学びと小学校の学びをつなぐこと。
- 「和泉市スタートカリキュラムガイド」や「実践事例集」を活用し、スタートカリキュラムの実践を通じて、学びの土台を築くとともに、地域の実態に応じた活動内容を工夫し指導を充実させること。
- 「かけはしカリキュラム」の作成・活用を通じ、基本的な方針や保育・教育課程を幼保こ小で共有すること。
- 家庭や地域との連携を十分に図り、子どもたちの生活の連続性を持って架け橋期の取組みを展開すること。
※令和8年度から、保育園等を所管することも未来室が市長部局に移管されるが、これまでの取組みを減速させることなく、さらなる発展に向けて取組みを進めること。

5 学校安全・防災教育の充実

- 南海トラフ地震等への自然災害への備えや事故等の未然防止の観点から、児童生徒の命を守るため、学校の実態に応じ地域と連携して安全確保や安全管理に取り組むこと。
- 「学校保健安全法」に基づく具体的な実施計画である学校安全計画は、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、『生活安全』『交通安全』『災害安全』の3領域すべての観点から策定すること。
- 「【和泉市】学校における非常変災等対応マニュアル～地震(津波)・風水害等から大切な命を守るために～」(令和5年9月)に基づき、日頃から教職員への連絡方法や配備体制、参集について周知徹底し、万一の事件・事故・災害等に備えた危機管理体制を確立すること。
- 「大阪880万人訓練」にあわせた訓練や地域と連携した訓練等を行うことにより、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに「共助」に関する意識の向上を図る防災教育を充実させること。

- 児童生徒の安全を確保するために、不審者侵入防止等の対策を周知徹底し、地域で子どもたちを守る視点を持ち、子どもの安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。
- 地域・保護者と連携し、日常的に通学路等の把握を行い、必要に応じて危険箇所やグリーンベルト等について和泉市通学路等交通安全対策推進協議会へ状況報告や改善要望を行うこと。
- 小学校における「地域安全センター」等を拠点とし、スクールガード・リーダーをはじめ、来校者受付員や見守り隊等の地域の学校安全ボランティアと連携すること。
- 学校内外において、授業中、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。
- 各学校作成の学校危機管理マニュアルが、より実効性のあるものとなるよう適宜点検・見直しを行い、危機管理体制の確立を図ること。
- 不審者侵入防止に関わる防犯対策については、「校門」「校門から校舎への入り口まで」「校舎への入り口」の3段階のチェック体制について記載し、実行すること。
- 令和8年4月1日施行の改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、警察や交通安全教育指導員等と連携し、交通安全教室を開催するなど交通安全に係る指導を充実させること。
- 通学・部活動等、学校教育活動において、自転車を利用する場合について、ヘルメットの着用を徹底させ、保険加入状況を把握すること。

6 薬物乱用防止教育・性教育の推進

- すべての教職員が共通理解のもと、児童生徒の発達段階を踏まえた大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育や性に関する指導を充実させること。
- 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育（飲酒・喫煙・医薬品の適正使用含む）を学校保健計画に位置づけ、専門家の協力を得るなどして学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- 中学校及び義務教育学校（後期課程）において、薬物乱用防止についての授業を実施すること。
- ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について理解したうえで、実態に応じた性に関する指導を充実させること。
- 文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導手引き等を積極的に活用すること。

7 児童生徒の健康と体力づくりの推進

- 学校における体育活動を活性化する取り組み等を増やすとともに、地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすよう啓発することにより、児童生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図ること。
- 児童生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、学校全体で授業等の工夫・改

- 善を行い、体力づくりを推進すること。
- 学校教育活動全体を通して、保健・安全・衛生管理に関する指導を徹底し、体育活動や食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症・感染症・食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を構築すること。
 - 関係者と連携を図りながら、健康教育・食育・学校保健を充実させること。
 - 各学校の「体力づくり推進計画」に基づき、体力向上の取組みを充実させること。
 - 体育活動等の事故防止に向け、安全指導、安全点検、児童生徒の健康管理を徹底すること。
 - 熱中症予防においては、水分補給や休憩の時間を設定するとともに、児童生徒への健康観察や健康管理を徹底し、収集した情報をもとに、活動の中止や延期、見直し等を含め適切に対応すること。
 - 屋外での体育活動の安全確保については、熱中症予防の他にも、天候の急変等に十分注意するとともに、落雷等の児童生徒の生命が脅かされる可能性があるると予測される時は、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を実施すること。
 - 「食に関する指導の全体計画」に基づいた食育を推進するとともに、栄養教諭等が中心となり、個別的な相談指導などを通して食に関する課題の改善に取り組むこと。
 - 健康教育の観点も含めた安全で安心な給食を実施すること。
 - すべての教職員が緊急時に対応できるよう、「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（令和 6 年 1 月改訂）に基づいた研修等の実施、事故防止体制の確立、食物アレルギーの対応を徹底すること。
 - 児童生徒の生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進すること。
 - 児童生徒の健康の保持増進に必要な資質・能力を育成するために、学校保健委員会を活用すること。
 - 「学校保健安全法」（令和 5 年 5 月改正）に基づいた学校保健計画を策定すること。
 - 「学校環境衛生基準」（令和 6 年 4 月改正）に基づき、安全で快適な教育環境を確保するための適切な維持管理、適切な検査結果の保管を行うこと。

8 生徒の自主性を尊重した部活動の取組みの推進

- 活動時間及び休養時間の設定、その他適切な部活動の取組みについては、「和泉市立学校に係る部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年 3 月）に基づき、各校で「部活動に係る活動方針」を毎年見直し、学校 HP 等で公表すること。
- 活動方針に則り、合理的かつ効率的に取り組むこと。
- 指導にあたっては、国等の通知及び中学校学習指導要領の内容を踏まえるとともに、部活動指導員の積極的な活用も含め、教職員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。

9 教育コミュニティづくりの推進

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）での熟議を通し、地域とともに歩む学校運営体制の構築及び学校教育活動のさらなる充実を図ること。
- 学校が行う教育活動等に保護者や地域が主体的に参画できるよう取り組むとともに、中学校区の地域教育協議会や NPO、事業者、大学等とのネットワークづくりを一層推進すること。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）における熟議に基づき、地域学校協働活動を実施する体制を整えるとともに、地域の参画による教育活動の実施状況について PDCA サイクルにより検証を行い、役割分担や活動内容の見直しを図ること。

Ⅳ 教職員の資質向上と学校運営体制の確立

1 小中一貫教育の推進

- 子どもの実態に基づき中学校区の「めざす子ども像」を明確にし、すべての教育活動において9年間を見通した実践を行い、わくわく研修日等を活用した小中合同の会議や研修会、公開授業等の充実を図るとともに、「校区カレンダー」等を作成し、その取組みを保護者や地域へ積極的に情報を発信すること。
- 中学校区が運営単位と捉えられるよう、地域名と地域の思いがこめられた中学校区の愛称（学園名）を積極的に使用すること。
- 小中学校の教職員が連携してチームティーチングや出前授業等を行ったり、積極的に「いきいきスクール（兼務）」を活用したりするなど、中学校区での教職員間の連携を深め、指導力を向上させること。

2 教職員の資質向上と組織的・継続的な人材育成

- すべての教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、児童生徒の人格形成に関わる指導ができなければならないことから、市民の信頼に応えられるよう、自らの人権感覚や人権意識を高め、児童生徒に敬愛される豊かな人間性を培うこと。
- 児童生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、すべての教職員のICT活用における指導力を向上させること。
- 管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、とりわけ次世代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めるとともに、教職経験年数の少ない教員の育成については、学校全体でチームとして指導力向上に努めること。
- 常に児童生徒の言動を新鮮に受け止める感性を持った教職員を育成するよう、学校全体で指導力の向上に取り組むこと。
- 小中一貫教育における小中学校教職員の協働により、教職員相互の指導力を向上させること。
- 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により、教職員の意欲・資質能力を向上させるとともに学校を活性化させること。
- 校長は、児童生徒又は保護者による授業アンケートの結果を活用しながら、日頃からすべての教職員の授業観察を実施するなど職務遂行状況を的確に把握・記録し、教職員との意思疎通を図りつつ、日々の指導助言に努めること。
- 評価にあたっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。
- 校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに向けて、すべての教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、人権感覚及び人権意識を高められるよう、校内研修及び人権教育に関する研究授業の実施を推進するとともに、校外の研修の参加を促すなど、あらゆる機会を活用すること。
- 研修履歴の記録を活用して、管理職等による研修の受講奨励を含む適切な指導助言を

行うとともに、日常的な OJT を推進すること。

- 教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、長時間勤務の縮減を図るため、「和泉市立学校における働き方改革の取組指針」の趣旨について、すべての教職員に周知徹底する。
- 「働き方改革」の取組みの推進にあたっては、「和泉市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の趣旨、内容を踏まえ、自校の現状や課題等をもとに適切に目標設定等を行い、主体的に取り組むとともに、取組みの検証及び改善を重ねていくこと。
- 高ストレスや時間外在校等時間が長い傾向にある教職員等に向けては、医師による面接指導の受診勧奨を適切に行い、当該教員の業務の見直しや労働安全衛生管理を一層充実させること。
- 「働き方改革」の視点で、校務支援システム・音声ガイダンス対応電話・中学校におけるデジタル採点・分析システムの導入、部活動指導員の配置やスクールサポートスタッフの効果的な活用・研究など、市教育委員会による業務軽減施策を実施しているところであることから、各校においても既存の教育活動について、児童生徒の実態等を踏まえ見直すとともに、効率的な学校運営体制の構築に取り組むこと。
- 教職員のメンタルヘルス対策は、第一に予防的な取組みに重点を置き、本人のセルフケアの促進、校長等の個々の教職員に対するケアの充実、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組みを推進すること。

3 教職員のサービスの徹底

- 校長は、教職員が法令の遵守等、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、服務規律の徹底を図るべく、校内研修等あらゆる機会を活用し、不祥事の防止、根絶に向けて取り組むこと。
- 子どもの人権を著しく侵害する体罰行為は、法的に禁じられており、いかなる場合も絶対に許されないことを周知徹底し、体罰のない指導体制を構築すること。
- 児童生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付や SNS 等の発信、身体的接触、つきまとい等）また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用、飲酒運転等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例（令和 3 年 10 月）」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- 校内での盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行い、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にすること。
- 不祥事の防止及び早期発見のため、児童生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。
- 児童生徒を守り育てる立場にある教員は、公務員として、児童生徒への性暴力等は絶対に行ってはならない。児童生徒へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、

被害児童生徒が自校か他校の所属であることを問わず、原則懲戒免職となることを周知すること。

- 教職員は、公教育の場にあつて、個人の尊厳を尊重する精神や規範意識を持ち、直接、児童生徒を指導する職責に鑑み、平素から自重自戒し厳正な服務規律を保つこと。
- 管理職は不祥事の発生を予防し未然防止を図るため、「不祥事防止ガイドブック」や過去事例、その他関係資料等を活用し、校内研修等において教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けるなど、所属教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。
- 万一、事案が生じた場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに市教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- 管理職は、自らの職務上の権限を認識し、ハラスメントに対する正しい認識を十分に持ち、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、指導や助言に当たっても誤解や行き違いを生まないように留意すること。
- 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを、校内研修等を通じてすべての教職員に認識させ、性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを一層進めること。
- 学校事務の遂行にあたっては、PDCA サイクルの C（チェック）と A（アクション）に重きをおき、検証及び改善を徹底し、市教育委員会作成の「学校会計事務必携」「学校給食会計 事務の処理方法について」「学校徴収金取扱要項＜公費・市費負担区分等ガイドライン＞」に基づき、保護者や地域等から信頼される事務・会計処理を組織的かつ適切に行うこと。

4 学校の組織力向上

- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの良さが発揮できるよう互いに学び合い育ち合う同僚性を高めるとともに、一体となって学校組織のマネジメントを進めることができるよう、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有すること。
- 学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるようPDCAサイクルに基づき見直すこと。
- 子どもに関わる諸課題の解決に向けて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー・社会福祉士等の専門家及び多様な外部人材を含む教職員が、校長のリーダーシップのもと、「チーム学校」として、組織的・協働的に取り組むよう努めること。
- 災害、感染症等をはじめ、あらゆる危機管理事案に対しても、適切に対応できる組織や体制づくりを行い、適宜見直すこと。

和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例

和泉の子どもは、全てかけがえのない存在であり、和泉市の宝です。

子どもが夢と希望を持ち、人の痛みが分かり、人を思いやる心を大切にするよう、私たちには、子ども一人ひとりの個性を認め、差別、いじめ、暴力、虐待などから子どもを守り、心身ともに健やかに育つ環境を整える責任があります。

現在、我が国では、少子化による人口減少問題をはじめ、格差社会の広がりなど、子どもを取り巻く課題が山積する中、次代を担う子どもに、教育の機会均等を確保することがこれまで以上に求められています。

このためには、学校教育に加え、家庭の子育て環境の充実、さらには、地域による支援活動の推進など、社会総がかりで子どもに関わる取組を行うことが必要であり、この取組の充実により、子どもが社会に大きく羽ばたき、和泉市の明るい未来への発展にもつながります。

今こそ、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統や文化薫る郷土和泉を愛する心を持って、これまで先人たちが築いてきた礎をもとに、「豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市」の実現をめざし、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、「生命・人格・人権」を尊重し、挨拶その他の礼儀を重んじ、感謝の心を持って、生涯を通して自分の個性を伸ばすことのできる人が育つ環境を整え、確保することで、豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康及び体力を備えた、未来を担う子ども（以下「輝く子ども」という。）を育む教育のまち和泉市の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- （2）保護者 父母、未成年後見人その他の子どもを現に養育する者をいう。
- （3）学校園 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所をいう。
- （4）地域の団体等 本市の区域内で活動している社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、青少年教育団体（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第2項に規定する青少年教育団体をいう。）、町会・自治会、こども会その他これらに類する団体及び地域住民をいう。
- （5）事業者 事務所又は事務所の所在地に関わらず、市内で事業活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 輝く子どもを育む教育のまち和泉市の実現に当たり、基本理念は次のとおりとする。

- （1）子どもが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、子どもを温かく見守り、その人格を尊重することを基本とする。
- （2）子どもの豊かな情操及び規範意識が育つための取組を推進することを基本とする。
- （3）市長、教育委員会、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力し、子どもの健やかな成長を支援することを基本とする。

（市長の責務）

第4条 市長は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つよう、次に掲げる事項を実施する。

- （1）教育委員会及び学校園が、必要な施策や事業を遂行できるよう、教育委員会の機能強化や事業への配慮等、教育環境を整備すること。
- （2）子どもの教育を受ける機会の均等が確保されるよう、子育て、福祉、雇用等の施策を展開すること。
- （3）子どもが郷土和泉を誇りに思い、愛する心を持ち得るよう、知育、徳育及び体育の充実に資する施策を展開すること。
- （4）教育委員会との連携が深まるよう、総合教育会議を充実させること。

（教育委員会の責務）

第5条 教育委員会は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つ基盤整備、環境づくり及び学びの保障における中心的な役割を果たすため、次に掲げる事項を実施する。

- （1）学校園、保護者、地域の団体等及び事業者が相互に連携し、子どもの見守りに係る仕組みの立案及び展開並びに学校園への助言及び支援を行うこと。
- （2）学びの保障に向けた学校園に対する必要な施策の展開並びに助言及び支援を行うこと。

（学校園の責務）

第6条 学校園は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、将来をひらく「生きる力」を身に付けることができるよう、次に掲げる事項を実施する。

- （1）輝く子どもが育つ教育及び保育の推進並びに学びの保障を意識したより良い教育及び保育を行うこと。
- （2）保護者、地域の団体等及び事業者と連携し、子どもの見守りを行うこと。
- （3）機会を捉えて子どもの置かれている状況、課題等を分析し、教育委員会、保護者及び学校協議員又は学校運営協議会その他の関係機関と情報共有及び必要な対応を行うこと。
- （4）各学校園間において、子どもの成長及び発達を踏まえ、教育及び保育の連続性を意識した連携を行うこと。

（保護者の役割）

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤及びすべての教育の出発点であることから、子どもの教育及び保育に責任を持つ者として、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- （1）子どもに愛情を持ち、子どもが心身ともに安らげる家庭環境をつくること。
- （2）家庭における学習の習慣化及び学習時間の十分な確保並びにそのための環境をつくること。
- （3）子どもにとって望ましい食習慣その他の生活習慣を子どもとともに考え、行動することにより、基本的な生活習慣の形成を図ること。
- （4）市、学校園等から要請される事項について、社会全体の取組として協力すること。

（地域の団体等の役割）

第8条 地域の団体等は、基本理念にのっとり、子どもを地域社会の一員として守り、育てることができるよう、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- （1）子どもが安心して教育及び保育を受けられるよう見守ること。
- （2）学校園の教育及び保育を支援すること。
- （3）子どもが健やかに成長する環境を確保すること。
- （4）子どもが社会性を養うための活動や体験等を積極的に推進すること。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力を有する者として、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- （1）子どもの健やかな成長を支援する活動を行うこと。
- （2）市、学校園等が実施する子どもへの支援に関する施策等に協力すること。
- （3）事業者は、雇用する保護者が子どもと接する時間を十分に確保できるよう、仕事と子育ての両立について、配慮すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



